

第9回 吹田市地域公共交通協議会 議事概要

日時:2024年3月18日(月)9:40~11:30

場所:千里山コミュニティセンター

多目的ホール及びWEB会議

1. 開会

事務局: 第9回吹田市地域公共交通協議会を始めさせていただきます。本日、司会を務めさせていただきます吹田市土木部総務交通室の天野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日23名の委員のうち、半数以上の御出席をいただいておりますので、吹田市地域公共交通協議会設置要領第5条第2項の規定により、本協議会は成立しておりますことを御報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

【配布資料の説明】

それでは、猪井会長に司会をお願いしたいと思います。

会長どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

会 長: 皆様、改めましておはようございます。

本協議会といたしましては、前回から引き続きでございますが、地域のコミュニティ交通導入のガイドラインを議論させていただこうというところでございます。

あと、この吹田市にも関係いたしますが、最後ご報告いただきますが、御堂筋線の延伸が3月23日に控えておりまして、そこに際しまして阪急バスさんの運行を変更されるということで、本日この場をいただきまして、皆様と議論していきたいと思いますので、活発なご意見賜りますようよろしくお願いいたします。

では、以降座りまして進行をさせていただきます。

当協議会につきましては、この会場及びWebで傍聴が可能となっておりますが、本日傍聴の方、おられますでしょうか。

事務局: 会場で1名、Webで1名の方が来ておられます。

会 長: ありがとうございます。傍聴の方にそれでは入室していただくことでよろしいでしょうか。それでは、傍聴の方入室いただきたいと思います。

それでは、再開したいと思います。

本日の議事の方はですね、お配りいただいております次第に従って進めていきたいと考えてございます。早速ではございますが、議事の1つ目から説明させていただきますと思いますが、議事ー1「地域コミュニティ交通の導入ガイドライン(案)」についてということで事務局よりご説明の方、よろしくお願いいたします。

事務局： 【地域コミュニティ交通導入ガイドライン（案）（資料-1）説明】

会 長： ただいまご説明いただきました資料1-1、1-2の地域コミュニティ交通の導入ガイドラインにつきまして、皆様からご質問ご意見をお聞きしたいと思います。先程、事務局よりご説明ございましたが、4月にパブリックコメントを実施したいということでございますので、ご意見賜りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

委 員： すいません、ちょっと書いてるから当たり前だと思うんですけど、実証運行の時の運行の赤字ですね、こちらのほうは普通に団体さんの方がもつのか、運行事業者が持つのかどちらを想定されていますでしょうか。

会 長： はい、いかがでしょうか。

事務局： 実証運行につきましては、清算といった形で記載しており、市の方で清算することになっています。

会 長： そうしましたらもう少し明示をされた方がいいかと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 事務局としましては、できれば清算という形を表現させていただきたいと思っています。

会 長： すみません。ちょっともう1回確認しましょうか。清算でわかるかですね。

事務局： 10 ページの一番下の本市の具体的な支援内容の丸3つ目ですね。実証実験に伴うイニシャルコスト及び収支の清算です、その下にも、実証運行の実施に伴う車両の購入費等のイニシャルコストおよび運行経費と収入の差額等の精算を行うという記載をしております。

会 長： 国としては、ちなみにどうですか。明確に書いた方がいいのか、いかがですか。

委 員： そうですね。誰が清算するのかわかりにくいと思うので、明瞭化してもらった方がいいのかなと思います。

会 長： 内容は検討していただくということで、ご意見を承って修正いただければと思いますけど、どうでしょうか。

事務局： わかりました。

会 長： ありがとうございます。他、何かご質問ご意見はございますでしょうか。

委 員： 前回出ていないので、前回話されたのであれば無視していただいて良いんですけど、前回出ていないので資料をみてないんですけど、これ他でやっておられる自治体とかあるんでしょうか。

会 長： これをどのようにして作られたかっていうところと、これの参考の自治体があるのかというご質問ですが、いかがでしょうか。

事務局： 参考となる自治体は、色々ございまして、遠くで言えば新潟の方とか、近くで言えば、西宮市あたりの事例を参考にしています。あと、東京の方でも事例がございますので、そのあたりの事例を参考に作っております。

会 長： まだご質問いかがでしょうか。

委 員： その地域がどういう状況なのかわからないですが、私も委員をやっていて、いつも思うんですけど、交通を地区割や土地割じゃなくて人割で見て欲しいなと思います。人が動いていくわけですから。空白地域があってもそこに人が住ん

でないとか、吹田市の中でもたくさんあるわけですよね。そこに無理やり交通を通じるって言うところが、絶えず私が市民として見ているところです。今回、地域という言葉ができて、私、防災の方もやっているんですけど、防災のところとすごく言葉が似ていてですね、地域と地区と言う呼び方をするんですよね。自治体が地域なんですよね。地域の防災計画を立てなさいと、それに分解した形で地区の防災計画を立てなさいと、私は地区の防災計画を立てたいなと思っているんですけど、まさにこのところで本当にそういうふうな組織体が出来ていくのか、5人は必要最低限の条件にしているんですけど、5人集めても人の移動があったり、いろんなニーズの増え方があってくるので、これが果たして永続的に行くものなのか、それが先程言ったように人の流れになってくるので、その土地から人が動かないんであればいいんですけど、人が動いてしまうと、その今やろうとしているところが空中分解してしまうこともあるので、やっぱりそういうところは気を付けて情報を網羅しながらやっていただきたいなと思います。以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局： 事務局から何かその点についてありますでしょうか。

このガイドラインは、地域の移動を確保するためのものですが、やはり一定交通は網羅されていると市としては考えております。ただ、市として地域コミュニティ交通については導入等の支援はしますが、やはり交通の継続的な取組というのは、組織として一番検討の必要があるかなと思いますので、こういったガイドラインを作成させていただいたというところでございます。以上です。

会 長： ありがとうございます。

委 員： 阪急バスの野津と申します、お世話になります。前回は本協議会との関りについて意見させていただいたんですけども、まず9ページの運行計画（案）の作成のところで、協議会へ提案と言うことと、次の10ページの実証運行で本格運行へ移行するところで、これも協議会への報告とあり、その結果、条件を満たした場合本格運行に移行するというところで、実証運行と本格運行するところに協議会がかかわっていくというのは読み取れるんですが、11ページの本格運行を開始した後、ステップのチェックリストで利用者ニーズの半年ごとの見直しを行っているというふうに書かれているんですが、運行ダイヤの見直しをする場合にも、これ協議会がかかわらないといけないと思いますので、その辺少し詳しくご説明いただきたいというふうに思います。以上です。はい、ありがとうございます。

会 長： そのような意味では、これ走ってしまえば、そのあと走ったあと、運行内容を確認しているとあるが、どこに確認するのかがちょっと不明確な点なのかなと思うところでございます。野津委員の大事なご指摘を要すると、ステップ2の運行実績を確認共有してというのは、どこなのか、協議会なのかって言うのがわからないということですよね。要はシートを共有したいほうがいいのか協議会として共有すべきなのか、そのあたりの少なくとも3ページの図で協

議会って言うのは出てきませんので、そういう意味で後ろの方には出てくるんですけども、3のところで出てこないというのもあって、市と交通事業者と地域住民っていうこれが共創っていうのは良いんですけど、その中で協議会がリスクだけ負わせるというのは協議会の会長としては、そういうのはどうかなという気もしますので、関わるのであれば関わりと明記すべきなのではないかと思います。すみません、ちょっと私の方がごちゃごちゃと追加してしまいましたが、事務局の方、どうでしょう。

少なくとも3ページの役割分担に協議会がかかれてない中で、協議会っていうのがこの後の9ページに出てくると。協議会に報告します、提案しますというようなところで、提案を受けてここでいわゆる運行計画のとこだけ出てくるんですね。承ったということで承った後、本格運行した時に協議会とこの運行の関係性っていうのはどうなるんだろうかということは野津委員のご指摘ですね。はい、いかがでしょうか。その関係どう書かれますか。

事務局： まず、本格運行に入った時点で、一つの交通事業者というような形になるかなというふうに思っております。いろんなバス、阪急バスさんもごもっともだと思うんですけど、その運行内容の見直しとかに関わる場合には、運輸局様の認可が必要かなというふうに思いますので、その場合には必然的に地域公共交通協議会に関わってくることになってくると思いますので、交通事業者が計画を変えるという一般的な手続きを行う中に、地域公共交通協議会に関わることになると思います、以上です。

会 長： そうした時に、阪急バスさんの路線変更っていうのがこの協議会に挙げてくるといったプロセスではないんですよね、もともと運輸局さんに申請をされているというプロセスをとっていることから考えると、先程、口頭に一公共交通事業者さんとして見ますと、どちらかというところには齟齬があるんじゃないかなというご指摘かと思いますが。今のご指摘とは齟齬があるかと思いますが、どうでしょう。

繰り返しますけども、この公共交通協議会という書かれ方を明確にされた方がいっていうところで、あくまでそこは他の今の公共交通事業者さんとの関わり方というところと同じで行くのであれば同じで行くというのも一つの整理だと思うんですけど、そうした時にその整理っていうのが齟齬がないというのがいいんでしょうけど、そこは修正していただくということでひとまずお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局： はい、ご指摘を踏まえ検討させていただきます。

会 長： ほかいかがでしょうか。

委 員： 大阪大学の葉でございます。

今の野津委員のご指摘に関連するんですけども、最初の発言から検討開始というところがステップ5設けられているんですけど、私が危惧しているのは、ステップ5まで地域組織のみで進めるような形に、アイコンを進めて見えていると。ちょっとそこまでが、地域組織だけで出来ればいいのかもしれませんが、もう少し支援というか相談できる体制をとれるのか否かということをお聞

きしたいです。もう一点お伺いしたいんですけど、先程の乾委員のご指摘ともあてはまるんですけど、ステップ1の一番最初に支援対象地域に該当しているとあります。もちろん市の方針として空白地を対象とするのを分かったうえで、申し上げるんですけど、これが最初にあるとここに該当してない時点で準備組織、あるいは勉強するための組織が作れなくなって、空白地というのは、今後さまざまな条件によってかなり変わってくると想定される中で、区域を先に作ってしまうということが果たしていいのか、それとも便宜上ここに入れているのかという、違う2点についてお伺いさせていただきたいなと思います。それではいかがでしょうか。

会 長： 1点目は地域組織だけで出来るんでしょうかというのと、2点目が支援地域に該当するというのを最初制限してしまうと、たとえば利用喚起したいという地域交通があってもそこはもう対象としない、先に交通空白地または交通不便地域に当たるというフィルタリングをかけるということではよろしいでしょうか。2ページの2の支援対象地域っていうところの定義に当たらないところからは想定外ということではよろしいでしょうか。

事務局： まずは発意から検討開始についてですね、地域組織が主体となっていますが市がまったく関与しないかと言われればそうではございませんので、地域組織を立ち上げる、検討するといったところで何かあれば地域組織の相談に乗りたいと思います。次に、支援対象地域ですけども、現時点で言えば、空白地域、不便地域への支援のみというところで考えております、以上です。

事務局： すみません、総務交通室の野口ですけど補足させていただきます。2つ目のご質問の支援地域についてですが、まず地域コミュニティ交通導入にあたって地域で色々課題とか問題とかあるかと思いますが、市の交通の現況をはっきりと状況を認識いただいてですね、2ページのところにあります、最初のところの発意から検討開始までのところに地域コミュニティ交通導入にあたり市からの支援を受けられる地域が見やすくなっております。別に支援を受けられる場合に市の方で課題がある場合に対してガイドラインで対応しているということで、ガイドラインを見てですね、自分たちの地域っていうのがすごく支援に結び付くっていうのは色々検討する中で、誤解を生むところもあるかと思いますが、そういったところをしっかり確認したうえで、支援を受けられる地域であろうがなかろうが、まずはマニュアル的なものに沿って進めていただこうといったところではございますので、決してこの地域だけしかダメといったところではなく、あくまでも支援の対象地域をイメージしているところですので、ご理解いただければと思います。

委員： ありがとうございます。
今回のガイドラインに示すのがあくまで対象地域ということで、今のご発言からすると、この対象地域外でも地域の交通を考えるような組織体を作ること支援することは市としてはやぶさかではないというふうに受け取りましたが、それを支援するようなメニューが今のところないというような現状としても

受け取っておりますので、また別の機会に何か政策としてあればいいかなとは個人的には思います。

会 長： 他、いかかでございますか。

委 員： 市のガイドラインのなかでは、例えば市の具体的な支援内容の中にコンサルタントや有識者を地域組織に派遣といったことで、一定市の関わり方が書いてはあるのですが、どうしても第3者的に吹田市が関わってしまうようなガイドラインに見えてしまうと危惧しておりまして、必ず地域の方々でできることだけではないので、市の関わり方をもう少し書いた方がいいのではないかと思います。そういう意味では11ページで、よくある質問といった項目がありまして、ここに市としてどうかかわっていくのか書いてある方が、市としてもバックアップする体制があるように見えますので、少しそこは検討していただきたいと思います。以上です。

事務局： いかがでしょうか。

会 長： ご指摘いただいた追記について検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

私の方から、お伺いしたいんですけど、ステップっていうのが存在していてですね、段階っていうのはあれなんですけど、ステップっていうのがちゃんと順番として上からいかないといけないのでしょうか、というのがまず1つ目の質問です。なぜかという、私は大学で計画っていうのも教えているんですけど、計画立てる際に、課題や目的は比較的に頭の方で、目的を明確化しましょうねというのは計画でするんですけども、この計画でいうと、検討開始で一番最後に目的を明確にするんですね。課題はあくまで使いにくいというところで、目的って何っていう部分に、目的が実はかなりあやふやな段階で事業調査を進めているっていうのは、これ本当に大丈夫でしょうかっていうのがまず1点目です。

2点目はアンケートをなさいとなっていますが、実は需要の把握としては、必ずしもアンケートっていうのは必要かっていうと、アンケートによらずに需要が少数であれば、集まって直接お話を聞いたとか本当の調査でできると考えると、アンケートっていう形式に制限するのはよろしいんでしょうかっていう、移動ニーズ等調査で大きさによっては、そこはいらないケースがあるんですけど、どうするんでしょうかというところがございます。

3つ目ですけど、8ページの実証運行の実施基準が私にはわからないのですね、実証運行で運賃収入は実際にとれたかということを基準にすればいいのに、推定利用者数となるのでこれ実証運行をした後に、もう一回制限をかけるんですね。実施基準の数式の下に注記で、広告収入、協賛という補填を検討しましょうと書いてありますが、上の数式に補填が入っていないので、式は成り立たないと思います。現状、吹田市さんが運営するすいすいバスや阪急バス、阪急電車、阪急タクシーさんが地域内を運行している中で、地域コミュニティ交通を導入してこの数式が成り立つとした場合、無償運送になってしまうのではないかと危惧します。また、乗合事業者さんが乗合事業を提案されてきた際に、

市がイニシャルコストを負担すると記載しているので、乗合事業の車両を購入するために使われないかなといった嫌な読み方もできてしまうと思います。まずは、この実証運行の実施基準の数式の表現がわからないので、書き直される必要があるのではないかなと思います。

3つ目が長くなりました、以上です。

じゃあ、すいません、いかがでしょうか。

1つ目は乾委員が指摘したのと近いんですよ、課題っていう部分と目的の明確化が独特な構成になっていて、これどっか参考にしたんですかっていうのを質問したんです。

2つ目として、アンケートってしないといけないんですかっていうのと、3つ目として、実証運行の基準として基準ってこの式でいいんですか、これで判断することになるんで、これガイドラインっていうのであれば、そこの基準の式っていうのはもう少しいろんな想定される形式を受け入れられる式にしておかないとちょっとまずいんじゃないんですか、というのが3点目です。以上です。

事務局： 1点目からお答えしていきます。

1点目につきましては、発意から検討開始までは交通サービスを展開している中で導入の需要があるところを考えまして、どのくらいの方が公共交通の導入に関して関心をお持ちなのかどうかというところで、市としては見ていきたいと思っているところでございます。基本的には地域主体となってどのくらい需要があるかというところの把握をしていただきたいという思いがステップ1からステップ3となっております。

一定の需要が見込まれるところがありましたが、次の検討のところ、具体的に道路運送法をクリアできるかなど、総合的に図っていくためにこのガイドラインを作成しております。

2つ目のアンケートについてですけれども、必ずしもアンケートにすべきというところではなくアンケートに代わる調査があればそれを実施できればと思います。

3つ目の実証運行の実施基準なんですけれども、これにつきましては、運賃収入のところですね、その他といったところで補填の文言を踏まえ検討させていただきます。以上です。

会 長： まず1点目なんですけれども、やっぱりそこは需要を見定めるときは目的をちゃんと明確にしないと、ちゃんと目的をとらえてるような需要なのか。これ吹田市が支援するということは、地域の方々の足の確保っていうところが基本になると思うんですよ、色々な地域の方の足の確保ってある中で、ちょっと変な言い方しますけど、地域の方々がある種、想定するとしたらですね、乗合タクシーみたいな安い乗合タクシーの車両購入に使わせてくれって出てこられたら、なかなかお断りできないんですよ。だからこそ目的を明確化しなきゃダメなんです。地域の方々の需要として存在してるので、需要の中身がどういう風な需要なのかっていうところをちゃんとみないと、たしかに移動したいよというのがあって、そのあとぐるぐる回りますということがあったとして、吹田市民

の方で本当に最初の定義で言うと交通の空白地域におられる方々と、交通不便地域で使おうと思っても高低差があって自分たちでやりたいよとなった時に、本当にそうなんですかねっていうところはあるんですけど。もともとは目的としては公共交通の乗り継ぎなんであくまでも目的は乗り継ぎにしないといけないというところがあるはずなのに、目的を見直せって言っているところがちょっと大丈夫なのかなというところは危惧いたします。そのところは、ちゃんと実際出てきたものを審査されるでしょうけど、2回前の会議で私、ちょっと富山で視聴していたので聞こえなかったですけど、このガイドラインはなかなか普及しにくいと思うんですよ。完全に運賃収入のみでやるとなると、やっぱり先程お話があったように広告収入とかに頼るようなことも出てきて、そこに吹田市さん支援してよとなったときに、そこに使うのであれば、吹田市としては地域の皆さん方に広くっていうふうなことにならないかと思うと、目的が見えてないと私は怖いなと思ったっていう危惧を述べただけにさせていただきました。

事務局に問いかけしますが、これでパブコメかけますか。この後の流れどうされますか。今回頂いたご意見をもって修文して、4月、パブリックコメントということですが、この場で皆さんに頂きましたが、そこに関する修文を頂いて、事務局なり会長に一任頂いて、結果は共有させていただくという形で伝えさせていただいて、この後どういう風にパブリックコメントをかけられるか、その考えをお話してください。

事務局： 今、色々なご意見を賜りまして継続で検討することもあるかと思っております。なので、先程会長からありました通り一度修正したものを相談させていただいて委員の方にも共有させていただき、パブリックコメントを進めていきたいと思っております。

会 長： ということで、皆様、よろしいでしょうか。

委 員： 意見として皆さんにご提案というかまず、パブコメに関してですけど、今日いただいたご意見を事務局でまとめいただいて、会長に一任させていただいて、皆さんの意見が反映されているというところのご判断をいただければ、Web上等といった形になりますが、パブコメをかける流れになるかと思います。本来であれば、本年度中にパブコメを終わらすというスケジュールでしたが、ご意見をいただいた中で、ガイドライン（案）までは本年度中、パブコメは来年度にといったところで、市民の皆様にはできれば新年度早々にはパブコメといったスケジュールをご提案させていただこうと思っております。あと、先ほどからご意見いただいている点について、このガイドラインを作った発端と言いますのは、1部の地域でバスがなくなって、お困りになられている方の市民が集まって市にご相談に来られたと。市の方でその方たちとご意見を交わしている中で、私たちだけでも導入したいという強い思いが、その方々たちのその地域では持っておられたということで、私たちだけでも導入したいが、私たちはそのすべがないし、その方法も知らないし、市としてどういう支援してくれるんですかっていうことで、地域コミュニティ交通を導入する方法についての整理

は市で頑張ってやりましょうと、ガイドラインのスタートを切られたということになります。その方たちだけのために市でガイドラインを作るってなかなかないと思うのですが、このようなガイドラインを作ること、他の地域でも自分たちの移動手段を確保したいという強い思いを持つ方もおられるかと思いますので、市が支援をして行こうということから始まったと思います。吹田市の場合、特徴的なのは、すいすいバスの最初の導入時は単に空白地だけでしたが、3つめのたけのこルートを導入する際には、単に空白地だけじゃなく高低差も考慮しないと、基本的には距離は短いので、バスを入れる距離じゃないとなってしまうところで、そういう方を助けるためにはやっぱり高低差を考慮しないとということで、高低差を考慮したので、比較的短い距離でもバスを入れていただいたということです。今回も空白地域、不便地域は同様の扱いかなどというふうに考えていますので、そこについては、皆さんの思いがあれば、不便な地域であっても空白地であっても、場合によってはガイドラインを改訂、進化していくことも考えております。ただし、なかなか厳しい状況に置かれている公共交通に干渉するような形というのは我々としてもとれないと思っていますので、そういうところからもニーズ等を把握しながら、どういったものが対応できるのか、逆に公共交通の変化には対応していかなければというふうに思いますので、最初書いてます変化する公共交通の実状を考慮して今後、改訂していくことについては、大賛成かと思います。

会 長： ありがとうございます。

では今お話しいただいたところをもう目的のところらへんに、具体的にどこから出てきているからとは書けないですけども、もう少し初めになり、市の考え方というところを突っ込めればなというふうに思います。

では、すみません、まとめをいただきましたので、大変申し訳ございません。皆様から頂いた意見、事務局と私の方あと副会長の方で調整させていただきまして、パブリックコメントをかけさせていただく。もう一度協議会が開催されて、そこで説明させていただきます。パブリックコメント中にも賜ればと思いますので、その間に頂くといたしまして、ひとまず、地域の皆様のご意見を頂きたいということでかけさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。そのような形でお話させていただきます。

遠隔の方々、私ちゃんと見てませんでしたが、他、何かご意見とかよろしいですか、大丈夫ですか。ありがとうございます。

すみません、予定よりも時間がかかってしまっていますが、議事の2つ目に進ませていただきたいと思います。

議事の2つ目「吹田市公共交通維持改善計画実施事業報告ならびに公共交通利用者の報告について」ということで事務局よりご説明の方、お願いいたします。

事務局： 【吹田市公共交通維持改善計画実施事業報告ならびに公共交通利用者の報告について（資料-2）説明】

会 長： はい、ありがとうございます。

ただいま、説明いただきました改善計画実施事業報告ならびに公共交通利用者の報告につきまして、質問、ご意見ございますでしょうか。

委 員： 1点だけ伺います。事業の3ですね、免許返納者向けのサービスと小中学生に向けた補助についてです。どちらの案も非常に重要な取組かと思いますが、感覚的には数字的には思っていたほど伸びてないなと思うところが、あくまで感覚的でございますが、前者についてですね、返納者向けサービスというのは、返納してその後に市の方にまた別途申請するというような形の理解でよろしいでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委 員： 返納者数が警察さんの方で把握されているのであれば、そことの358件の差を見ると、返納したにもかかわらず、市の方には申請してないという実数がわかると思うんですね。それがあまりにも大きいとなると、恐らく広報の問題であったり、何らかの問題を抱えていることになりますので、申請方法が煩雑であきらめてしまうのか、そういった問題があると思いますので、このメニューについては今後も続けるとしますので、次年度以降に向けてどのように事業をやるうえで改善するかということ把握するうえで、免許返納した実数者と申請者の数の差は見ておくべきかなと思うのがまず1点です。

もう1点が同様に小中学生に向けた運賃補助についてですけども、4年度～5年度にかけて利用された方が増えたということは非常にいい結果だと思いますが、配布枚数に対しては、たかだか10%程度、という意味では、まだ政策が十分に発揮したとは言い難いのかなとは個人的な感想ではございます。もし、可能であればこういった地域とかこの路線でこれが使われたのかという話だったり、あるいは基本的には無料券付きのチラシを配るということだったと思うんですけども、結構、小中学生に対するモビリティマネジメント含めてですね、案内を出す時は、かなり学校の先生がどういうふうに呼びかけるかとか、どこまでこの内容についてお話されることも重要であると聞いたことがありますので、そのあたりも含めて、来年度もどういう形でやるのか、あるいはもう少し配り方、あるいは案内の仕方に工夫をすべきなのかというのは、これまでの2年を振り返って見るべきだなと思います。

会 長： はい、ありがとうございます。

まず1点目、返納者の実態についていかがでしょうか。

事務局： 実際に返納した免許数ですけども、令和4年度については結果がありますが、令和5年度は整理中になりますので、実際には申請者数の差は今後お示しできるかと思います。次に、小中学生に向けた運賃補助についてですけども、少しずつ認知されて使っていただけているとのことなので、例えば吹田市の方では警察さんの交通安全教育等の取組をされていますので、そういった中でバスのお話でこういったものがあるというのが、限られた時間の中でさらにバスの理解を深めていければと思っています。

委員：吹田警察署でも返納される方に対しては、こういった吹田市さんがやっているサービスを広報しておりますが、また、件数の申請者数と申請者件数、数を見ながら広報活動を継続的に実施していければと思います。以上です。

はい、ありがとうございます。

会長：何かこの件についてありますでしょうか。

委員：すみません、免許証の返納なんですけど、夫が1月にやったんですけども、市の広報にこういったことがあると載ってましたので、高齢福祉室の方に電話番号が書いてあったのでお聞きしたのですが、わからないって言われてしまったんですよ。どうしたらいいのか、とりあえずしたいから、履歴書が欲しかったので、門真の方に行きました。それですぐに手続して、その後にこの6千円の補助がもらえるのかなと思ってネットで調べたら、申請書があるってということがわかって、それで申請書をネットから出して総務交通室へ持って行っただんですけど、高齢福祉室の方が知らないって言われたのが不思議だったなと思いますので、そこをちょっと徹底していただけたらと思います。

会長：できれば、庁内で周知していただければと思います。他いかがでしょうか。他何か、遠隔の方で何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、必要に応じて戻りますので、議事の3つ目に進みたいと思います。

議事の3つ目「吹田市地域公共交通協議会要領改正について」といたしまして資料-3、でございますが、事務局の方からご説明お願いいたします。

事務局：【吹田市地域公共交通協議会要領改正について（資料-3）説明】

会長：ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました、公共交通協議会要領改正につきまして、ご質問を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

すみません、確認ですが、地域公共交通会議、もともとこれ書いてありました通り、千里山地域においてってところが入っていたところを、公共交通会議の機能を継承するということを考えると、吹田市全域で公共交通会議が適用されるといった認識で間違えていないでしょうか。

事務局：そのとおりです。

会長：今まである種千里山だけに限定してきたようなことが、吹田市全域で受け入れるとかいうことでございますかね。

右側の下のポンチ絵に継承と書いてあるのですが、これ結構大事だと思いますので、吹田市全体で公共交通会議の機能を継承するということで間違いないとございました。

これ改正案件ということについて、これ皆様に承認いただいた方がよろしいですか。それともご報告、説明といった扱いになりますか。

事務局いかがでしょうか、そこの扱いは。

事務局：この案件については、委員の方々に確認いただく扱いになります。確認っていうのは、変更後承諾いただくといった扱いですね。

- 会 長： それでは、皆様にお声がけいたします。
- 事務局からお提案がありましたように吹田市の地域公共交通協議会と公共交通会議の方を合わせて、残るのが地域公共交通協議会で会議の方を継承するという案をご提案いただきましたので、このように改正することにつきまして、ご意見ございませんでしょうか。異議なしと見まして、このような改正を進めさせていただきたいと思います。
- 事務局： すみません、要領案の方なんですけど、ちょっと修正が済んでない箇所がありまして、参考資料の第1条の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)と」の「と」を「または」に修正、続きまして、「～改善計画の実施に必要となる事項、並びに」の「並びに」を「もしくは」に修正になります。
- 会 長： こちら、また修正させていただきまして、資料の方を送付させていただきます。ありがとうございます。
- 一部文章、第1条の「公共交通の活性化及び再生に関する法律と、」の「と」を「または、」に、「～改善計画の実施に必要となる事項、並びに」の「並びに」を「もしくは」に変更ということでございます。先程ご承認いただいた内容で、この文章に修正するとのことですよ。
- 委 員： 構成員の(2)に「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体」が追加されるのでしょうか。
- 会 長： 一番後ろの新設ですね、この場に運転手が組織するいわゆる「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体」が追加されるんじゃないかというご指摘です。
- 現状地域公共交通会議側で入っているんですけど、会議の機能を協議会に継承するので協議会側に入ってくるということで間違いないでしょうか。
- 事務局： 間違えていないです。
- 会 長： ありがとうございます。
- こちらの参考資料-1の後の修正案をご覧くださいしております。
- 公共交通会議として開催する場合は、運転手が組織団体のご意見を伺いなさいとありますので入れさせていただきます。
- 先に進ませていただきたいと思います。
- では、資料-4「今後のスケジュールについて(予定)」事務局、説明の方、お願いいたします。
- 事務局： **【今後のスケジュール(予定)(資料-3)説明】**
- 会 長： ありがとうございます。
- スケジュールにつきましてご説明いただきましたが、この件につきましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
- これは今後もこのようにさせていただくというところで、お聞きいただいたというところでございます。

会 長： それでは、次第に進めさせていただきたいと思います。「北大阪急行の延伸にともなうバス路線の再編について」資料－５でございますが、資料－５の説明を事務局より、お願いいたします。

事務局： 【北大阪急行の延伸にともなうバス路線の再編について（資料－５）説明】

会 長： ありがとうございます。

この件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

２３日に北大阪急行延伸するということで、案件といたしますと、資料５になりますが、要点としますと社会実験を箕面市さんがはじめられますと、もともと千里中央に寄ってた路線と１部箕面船場を萱野に落とし込むという流れがありまして、やはり箕面市さんとしては箕面船場に落とし込むというところに需要がございまして、社会実験的に実証したいんだということで、１年なり２年なりという仕組みになります。逆に吹田市内で言いますと、北千里と千里中央の間であった、藤白台を回っていた路線に大きく変更が今後、改廃があり得るというようなところが、再編が今のところひとまず北大阪急行でございますけれども、まだまだ路線バスどうして行くかというところは継続的に検討しているというところでございます。よろしいでしょうか。

今までのところでご発言忘れや遠隔でご発言のところがありますでしょうか。

3. その他

会 長： それでは、その他に進みますが事務局の方でその他準備されている案件はございますでしょうか。

事務局： 特にございません。

会 長： それでは、ご参加の皆様、ご意見や情報提供、その他ございますでしょうか。閉会いたしますが、事務局、忘れ物等々ございませんか。

事務局： 大丈夫です、ございません。

会 長： ありがとうございます。

4. 閉会

会 長： 以上で、本日ご準備いただきました議事の方を終了いたしましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局： 長時間に渡りまして、委員の皆様、拝聴ありがとうございました。

以上をもちまして、第９回吹田市地域公共交通協議会を終了させていただきます。

以 上